

— 相続登記の申請が義務に —

司法書士による無料相続登記相談を行います

☎ 困 国税務課固定資産税係 (☎内線1067)

4月1日から相続登記の申請が義務化されることから、群馬司法書士会による相続登記相談キャラバン(無料相談会)を行います。

この機会に、専門家(群馬司法書士会の司法書士)に相談して、適切に相続登記を行いましょ。

📅 4月18日(木) 🕒 午後1時～4時(受付 午後0時30分～午後3時)

📍 困 201会議室

📌 予約不要・当日受付順。当日、相談会場で受付するので、混雑状況により、お待ちいただく場合があります。あらかじめご承知おきください。

相談時間 1組30分

👥 対 市民(会場への入場は、1組2名まで)

📍 他 前橋地方法務局(☎027-322-6315)と群馬司法書士会(☎027-221-0150)では、随時登記相談を行っています。

今年度も継続します

合併処理浄化槽への転換補助金制度

☎ 困 下水道課庶務係 (☎内線3135)

昨年度と同様、既設の単独処理浄化槽を撤去もしくは雨水貯留槽に再利用、または既設のし尿汲み取り槽を撤去して、合併処理浄化槽を設置する個人を対象に、補助金を交付します。

予算額に達し次第、受付を終了するので、合併処理浄化槽への転換を検討されている人は早めの申請

手続をおすすめします。なお、合併処理浄化槽への転換設置に係る補助金は下表のとおりです。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

受付期間 令和7年1月31日(金)まで
(予算額に達し次第、受付終了)

補助金額

① 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合

人槽区分	補助金額 (限度額)	補助金額の内訳		
		設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金
5人槽	75.2万円	33.2万円	30万円 (限度額)	12万円 (限度額)
6～7人槽	83.4万円	41.4万円		
8～10人槽	96.8万円	54.8万円		

※既設の単独処理浄化槽を再利用する場合の撤去費補助金の限度額は9万円です

② し尿汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換した場合

人槽区分	補助金額 (限度額)	補助金額の内訳		
		設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金
5人槽	72.2万円	33.2万円	30万円 (限度額)	9万円 (限度額)
6～7人槽	80.4万円	41.4万円		
8～10人槽	93.8万円	54.8万円		

注意事項

- ・申請は工事着工前に行ってください。
- ・市で実施する他の補助金制度と、補助対象箇所を重複させての申請はできません。
- ・公共下水道供用開始区域および事業計画区域、秋間みのりが丘地域は補助金対象外です。